主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人両名の弁護人伊藤公の上告趣意は単なる訴訟法違反、事実誤認、量刑不当の主張であつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(なお、控訴審が事実の取調をして、破棄自判するような場合には、検察官の請求により、公訴事実の同一性を害しない限度において、訴因の変更を許すべきものであることは、当裁判所の判例(昭和二九年(あ)第五一五号同年九月三〇日当小法廷決定、刑集八巻一五六五頁)とするところである。)

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和三九年五月七日

最高裁判所第一小廷法

裁判長裁判官	斎	藤	朔	郎
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎